

概 説

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理事件等の受理及び処理

(1) 受理人員

平成18年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理事件等の受理人員総数（移送を除く。）は26,209人である。このうち、新受人員は22,837人、旧受人員（前年末の審理未済人員）は3,372人であり、受理人員に占める比率は、新受人員が87.1%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、旧受人員が12.9%である。

最近13年間の事件の種別ごとの新受人員の推移は、第1表のとおりである。

新受人員総数は、平成8年以降増加傾向を示していたが、平成17年に減少して、平成18年は横ばいである。その内訳を見ると、仮釈放事件の新受人員は、前年に比べて169人増加しているものの、少年院仮退院事件は、同105人減少し、平成14年以降一貫して減少傾向を示している。

第1表 仮釈放等審理事件等の新受人員の推移

事件の種別		平成6年	7	8	9	10	11	12
人 員	総数	17,364	16,835	17,030	18,064	18,817	19,461	20,121
	仮釈放	13,414	13,072	13,145	13,745	13,910	14,179	14,625
	仮出場	-	-	-	-	-	-	1
	少年院仮退院	3,950	3,763	3,885	4,319	4,907	5,282	5,495
	うち、短期	1,703	1,673	1,758	2,111	2,175	2,307	2,269
	少年院退院	-	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総数	100	97	98	104	108	112	116
	仮釈放	100	97	98	102	104	106	109
	少年院仮退院	100	95	98	109	124	134	139
	うち、短期	100	98	103	124	128	135	133

事件の種別		平成13年	14	15	16	17	18	構成比(%)
人 員	総数	21,902	23,040	23,117	24,131	22,773	22,837	100.0
	仮釈放	16,027	17,173	17,452	18,665	17,916	18,085	79.2
	仮出場	-	1	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	5,875	5,865	5,663	5,466	4,857	4,752	20.8
	うち、短期	2,304	2,322	2,116	1,883	1,560	1,439	6.3
	少年院退院	-	1	2	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総数	126	133	133	139	131	132	...
	仮釈放	119	128	130	139	134	135	...
	少年院仮退院	149	148	143	138	123	120	...
	うち、短期	135	136	124	111	92	84	...

(注)1 指数は、平成6年を100として、小数第1位を四捨五入して算出した（以下同じ。）。

2 平成15年に1名の受刑者について、その施設の長からの申請によらずに委員会の職権による仮釈放審理事件が各1件あったため、本表に含めて計上した。

3 平成14年に1名、平成15年に2名の少年院在院者について、その施設の長からの退院の申請があり、委員会において許可の決定があったため、仮釈放等審理事件等として本表に計上したが、人員が僅少なため、指数を省略した。

4 地方更生保護委員会（以下第9表まで同じ。）の2表(6ページ～)参照

(2) 既済人員

平成18年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理事件の既済人員総数（移送は除く）は22,927人で、前年に比べ76人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、許可決定は21,282人（既済人員総数の92.8%）、棄却決定は703人（3.1%）、申請の取下げは939人（同4.1%）、その他（死亡、満期釈放等）は3人（同0.0%）である。

また、許可と棄却の合計に対する棄却の比率（以下「棄却率」という。）は3.2%であり、事件の種別ごとにこれを見ると、仮釈放事件は4.1%、少年院仮退院事件は0.0%となっている。

第2表 仮釈放等審理事件の既済人員

事件の種別	総数	許可	棄却	取下げ	その他	棄却率(%)
人 総数	22,927	21,282	703	939	3	3.2
仮釈放	18,154	16,552	701	898	3	4.1
仮出場	-	-	-	-	-	-
員 少年院仮退院	4,773	4,730	2	41	-	0.0
うち、短期	1,468	1,463	-	5	-	-
構成 総数	100.0	92.8	3.1	4.1	0.0	...
仮釈放	100.0	91.2	3.9	4.9	0.0	...
仮出場	-	-	-	-	-	...
比 少年院仮退院	100.0	99.1	0.0	0.9	-	...
(%) うち、短期	100.0	99.7	-	0.3	-	...

(注) 1 棄却率は、棄却人員 / (許可人員 + 棄却人員) × 100 により算出した。

2 2表(6ページ～)参照

(3) 仮釈放等審理事件等の許可の状況

仮釈放等審理事件等の既済人員のうち、最近6年間の事件の種別ごとの許可人員の推移は、第3表のとおりである。

許可人員は平成16年まで増加傾向にあったが、少年院仮退院事件の平成15年からの減少及び仮釈放事件の平成17年からの減少に伴い、平成17年から減少傾向に転じている。

第3表 仮釈放等審理事件等の許可人員の推移

事件の種別	平成13年	14	15	16	17	18	構成比(%)
人 総数	20,525	21,740	21,645	22,726	21,423	21,282	100.0
仮釈放	14,716	15,886	16,021	17,260	16,602	16,552	77.8
仮出場	-	1	-	-	-	-	-
員 少年院仮退院	5,809	5,852	5,622	5,466	4,821	4,730	22.2
うち、短期	2,322	2,297	2,123	1,908	1,541	1,463	6.9
少年院退院	-	1	2	-	-	-	-
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 総数	100	106	105	111	104	104	...
仮釈放	100	108	109	117	113	112	...
仮出場	-	100	-	-	-	-	-
少年院仮退院	100	101	97	94	83	81	...
数 うち、短期	100	99	91	82	66	63	...

(注) 1 指数は、平成13年を100とした数値であるが、同年に件数がない場合は、最初に件数が計上された年を100とした。

2 2表(6ページ～)参照

(4) 仮釈放等審理事件の棄却の状況

仮釈放等審理事件の既済人員のうち、最近6年間の事件の種別ごとの棄却人員の推移は、第4表のとおりである。近年棄却人員は増加傾向にあり、平成18年は703人と、前年に比べ35人(5.2%)増加している。

第4表 仮釈放等審理事件の棄却人員の推移

事件の種別		平成13年	14	15	16	17	18	構成比(%)
人員	総数	348	426	424	465	668	703	100.0
	仮釈放	347	425	424	464	667	701	99.7
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	1	1	-	1	1	2	0.3
	うち、短期	-	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指数	総数	100	122	122	134	192	202	...
	仮釈放	100	122	122	134	192	202	...
	少年院仮退院	100	100	-	-	100	200	...

(注) 1 指数は、平成13年を100とした数値である。

2 2表(6ページ~)参照

最近6年間の事件の種別ごとの棄却率の推移は、第5表のとおりである。

平成18年における棄却率は、仮釈放事件については、前年に比べ0.2ポイント上昇して4.1%となっているが、少年院仮退院事件については、前年同様0.1%に満たず、総数としては、0.2ポイント上昇して棄却率は3.2%となっている。

第5表 仮釈放等審理事件の棄却率の推移

事件の種別	平成13年	14	15	16	17	18
総数	1.7	1.9	1.9	2.0	3.0	3.2
仮釈放	2.3	2.6	2.6	2.6	3.9	4.1
少年院仮退院	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0
うち、短期	-	-	-	-	-	-

(注) 棄却率は、棄却人員 / (許可人員 + 棄却人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可人員の刑の執行状況

平成18年における仮釈放事件の許可人員16,552人のうち、定期刑の執行を受けた者16,507人について、執行すべき刑期別に、執行すべき刑期に対する執行した期間の割合(以下「刑の執行率」という。)を見ると、第6表のとおりである。

総数について見ると、刑の執行率70%以上の者が許可人員全体の93.1%(前年は90.7%)を占めている。

第6表 定期刑仮釈放許可人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総数	59%以下	60~69%	70~79%	80~89%	90%以上
人員	総数	16,507	37	1,056	4,898	6,531	3,985
	1年以内	1,472	5	42	317	767	341
	2年以内	6,281	19	525	2,093	2,491	1,153
	3年以内	4,966	8	349	1,505	1,833	1,271
	5年以内	3,127	5	128	886	1,199	909
	5年を超える	661	-	12	97	241	311
構成比(%)	総数	100.0	0.2	6.4	29.7	39.6	24.1
	1年以内	100.0	0.3	2.9	21.5	52.1	23.2
	2年以内	100.0	0.3	8.4	33.3	39.7	18.4
	3年以内	100.0	0.2	7.0	30.3	36.9	25.6
	5年以内	100.0	0.2	4.1	28.3	38.3	29.1
	5年を超える	100.0	-	1.8	14.7	36.5	47.0

(注) 15表(36ページ~)参照

定期刑仮釈放許可人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い(69%以下)者の構成比は低く、高い(70%以上)者のそれは高い傾向にあり、刑の執行率が比較的低い(69%以下)者の構成比は、平成15年以降は減少傾向にある。

第7表 定期刑仮釈放許可人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成13年	14	15	16	17	18
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.4	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2
60~69%	8.2	11.2	11.1	9.4	9.1	6.4
70~79%	32.7	33.1	33.5	32.8	29.8	29.7
80~89%	35.7	35.1	34.9	36.9	37.7	39.6
90%以上	23.0	20.1	20.2	20.7	23.3	24.1

(注) 15表(36ページ~)参照

次に、仮釈放事件の許可人員のうち、無期刑の執行を受けた者について、受刑在所期間別に、最近6年間の許可人員の推移を見ると、第8表のとおりである。

平成18年の総数は5人で、前年に比べ1人減少している。このうち受刑在所期間が15年を超える者は4人(80.0%、前年は66.7%)となっている。

第8表 無期刑仮釈放許可人員の受刑在所期間別推移

年次	総数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
平成13年	17	-	-	-	1	-	-	-	-	3	13
14	6	-	1	-	-	-	-	-	-	1	4
15	15	2	-	-	-	-	-	-	-	-	13
16	11	1	-	-	1	-	-	1	-	-	8
17	6	2	-	-	-	-	1	-	-	-	3
18	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の受刑在所期間は、その取消し後に執行した期間による。
2 17表(44ページ)参照

2 仮釈放等許可取消事件の受理及び処理

平成18年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等許可取消事件(仮釈放等の許可決定から仮釈放等までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、仮釈放等の許可決定を取り消すかどうかを審理するもの)の受理人員は640人(前年は570人)で、その事件の種別ごとの内訳は、仮釈放許可取消しが510人(同441人)、少年院仮退院許可取消しが130人(同129人)、その他は、前年同様、該当者はなかった。

また、審理の結果、仮釈放等許可取消決定を受けた者は635人(前年は569人)で、仮釈放許可を取り消さない決定を受けた者は、前年同様、該当者はなかった。

なお、仮釈放等許可取消決定を受けた者について、取消し後の措置を見ると、被措置者611人中再び仮釈放等許可決定を受けた者は278人、棄却された者は114人、その他(取下げ、満期釈放等)は219人となっている。

3 仮釈放取消事件等の受理及び処理

平成18年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放取消事件(保護観察中の者の行状が特に良好又は不良である場合などに、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の可否等について審理するもの)等の受理人員総数は3,184人(前年は3,536人)である。受理人員の事件の種別ごとの内訳は、仮釈放取消しが1,097人(受理人員総数の34.5%)、保護観察停止が363人(同11.4%)、保護観察停止解除が227人(同7.1%)、少年院仮退院中の退院が952人(同29.9%)、仮解除が505人(同15.4%)などとなっている。

最近6年間の仮釈放取消事件等の新受人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放取消事件等の新受人員の推移

事件の種別		平成13年	14	15	16	17	18
人 員	総数	3,832	3,936	3,722	3,756	3,450	3,091
	仮釈放取消し	1,049	1,121	1,103	1,096	1,063	1,083
	保護観察停止	616	612	558	545	482	363
	保護観察停止解除	481	458	424	398	371	227
	保護観察停止取消し	1	1	-	-	1	2
	不定期刑終了	1	-	-	-	1	-
	戻し収容	12	11	16	13	12	13
	退院	1,012	1,088	1,109	1,118	996	908
	仮解除	624	620	487	560	500	470
	仮解除取消し	36	25	25	26	24	25
指 数	総数	100	103	97	98	90	81
	仮釈放取消し	100	107	105	104	101	103
	保護観察停止	100	99	91	88	78	59
	保護観察停止解除	100	95	88	83	77	47
	戻し収容	100	92	133	108	100	108
	退院	100	108	110	110	98	90
	仮解除	100	99	78	90	80	75
	仮解除取消し	100	69	69	72	67	69

- (注) 1 指数は、平成13年を100とした数値である。
 2 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。
 3 21表(46ページ)参照

また、平成18年における仮釈放取消事件等の既済人員総数(移送を除く。)は3,102人で、前年に比べ11.0%(341人)減少している。既済事由別内訳は、申請等について理由ありとして認められたものが2,984人(既済人員総数の96.2%)、理由なしとしたものが67人(同2.2%)、その他(申請の取下げ等)が51人(同1.6%)となっている。

保護観察所

1 保護観察事件の受理

(1) 新受人員の推移

最近13年間の事件の種別ごとの新受人員及び同人員の平成6年を100とした指数の推移は、第10表のとおりである。

第10表 保護観察事件の新受人員の推移

事件の種別		平成6年	7	8	9	10	11	12	13
人 員	総数	75,276	71,851	72,177	76,078	77,266	77,535	75,995	75,114
	1号観察	53,815	51,075	51,173	54,008	54,221	53,856	51,701	49,410
	うち、短期	…	2,708	3,367	3,937	4,187	4,382	4,630	4,676
	うち、交通短期	35,409	31,717	30,893	31,319	30,633	29,684	26,447	24,546
	2号観察	3,891	3,782	3,762	4,205	4,815	5,187	5,357	5,788
	うち、短期	1,697	1,625	1,739	2,052	2,164	2,250	2,246	2,276
	3号観察	12,516	12,138	12,316	12,829	12,948	13,256	13,254	14,423
	4号観察	5,054	4,856	4,926	5,036	5,282	5,236	5,683	5,493
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-
	指 数	総数	100	95	96	101	103	103	101
1号観察		100	95	95	100	101	100	96	92
うち、短期		…	100	124	145	155	162	171	173
うち、交通短期		100	90	87	88	87	84	75	69
2号観察		100	97	97	108	124	133	138	149
うち、短期		100	96	102	121	128	133	132	134
3号観察		100	97	98	103	103	106	106	115
4号観察		100	96	97	100	105	104	112	109

事件の種別		平成14年	15	16	17	18	構成比(%)		
							男	女	
人 員	総数	75,197	70,949	68,194	62,562	58,841	100.0	39,377	5,363
	1号観察	48,643	44,207	40,817	36,260	33,576	57.1	16,815	2,660
	うち、短期	4,783	4,654	4,575	4,271	3,929	6.7	3,205	724
	うち、交通短期	23,334	20,435	18,560	15,916	14,101	24.0	…	…
	2号観察	5,848	5,587	5,436	4,886	4,711	8.0	4,163	548
	うち、短期	2,251	2,117	1,907	1,547	1,433	2.4	1,318	115
	3号観察	15,318	15,784	16,690	16,420	16,081	27.3	14,504	1,577
	4号観察	5,388	5,371	5,251	4,996	4,473	7.6	3,895	578
	5号観察	-	-	-	-	-	-	…	-
	指 数	総数	100	94	91	83	78	…	…
1号観察		90	82	76	67	62	…	…	…
うち、短期		177	172	169	158	145	…	…	…
うち、交通短期		66	58	52	45	40	…	…	…
2号観察		150	144	140	126	121	…	…	…
うち、短期		133	125	112	91	84	…	…	…
3号観察		122	126	133	131	128	…	…	…
4号観察		107	106	104	99	89	…	…	…

(注) 1 指数は、平成6年を100とした数値であるが、同年に件数がない場合は、最初に件数が計上された年を100とした。

また、5号観察の指数は省略した。

2 平成18年における男女別の総数及び1号観察は、交通短期保護観察対象者は含まれない。

3 保護観察所(以下第29表まで同じ。)の3~7表(60ページ~)参照

平成18年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察事件の受理人員総数(移送を除く。)は118,374人で、このうち、新受人員は58,841人、旧受人員(前年から継続して保護観察中の人員)は59,533人である。

新受人員について事件の種別ごとに見ると、1号観察(保護観察処分少年)は33,576人(新受人員の57.1%)、2号観察(少年院仮退院者)は4,711人(同8.0%)、3号観察(仮釈放者)は16,081人(同27.3%)、4号観察(保護観察付刑執行猶予者)は4,473人(同7.6%)、5号観察(婦人補導院仮退院者)は0人となっている。また、1号観察のうち、短期保護観

察の新受人員は3,929人（1号観察新受人員の11.7%）であり、同じく交通短期保護観察（以下「交通短期」という。以下同じ。）の新受人員は14,101人（同新受人員の42.0%）である。

新受人員は平成15年から減少傾向にあり、平成18年は前年に比べ5.9%減少となった。特に、1号観察は7.4%（2,684人）と大きく減少している。

なお、平成18年における交通短期を除く新受人員44,740人について、女子は5,363人で12.0%（前年は11.6%）を占めており、新受人員において女子の占める率は、近年は10%前後で推移している。

(2) 来日外国人の新受人員

平成18年における交通短期を除く新受人員総数44,740人に対し、事件の種別ごとの来日外国人の新受人員は、第11表のとおりである。

第11表 来日外国人の新受人員

総数	1号観察				2号観察				3号観察	4号観察
	計	一般	交通	短期	計	長期	一般短期	特修短期		
44,740	19,475	11,011	4,535	3,929	4,711	3,278	1,355	78	16,081	4,473
1,602	239	148	61	30	76	59	17	-	1,258	29
3.6%	1.2%	1.3%	1.3%	0.8%	1.6%	1.8%	1.3%	0.0%	7.8%	0.6%

(注)24表(94ページ～)参照

(3) 罪名・非行名

平成18年における交通短期を除く新受人員について、罪名・非行名別に事件の種別ごとの人員を見ると、第12表のとおりである。

第12表 新受人員の罪名・非行名

	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)
総数	19,475	100.0 (100.0)	4,711	100.0 (100.0)	16,081	100.0 (100.0)	4,473	100.0 (100.0)
刑法犯	14,908	76.5 (76.3)	3,808	80.8 (80.9)	11,071	68.8 (68.0)	3,508	78.4 (77.1)
強制わいせつ・強姦	161	0.8 (0.7)	136	2.9 (3.5)	428	2.7 (2.5)	155	3.5 (3.1)
殺人	4	0.0 (0.0)	22	0.5 (0.7)	241	1.5 (1.7)	23	0.5 (0.7)
傷害	2,708	13.9 (13.3)	582	12.4 (13.4)	682	4.2 (4.4)	366	8.2 (8.3)
業務上過失致死傷	1,286	6.6 (6.6)	66	1.4 (1.1)	776	4.8 (4.6)	174	3.9 (3.3)
窃盗	7,720	39.6 (39.7)	1,968	41.8 (39.4)	5,562	34.6 (34.2)	1,817	40.6 (39.9)
強盗	312	1.6 (2.0)	440	9.3 (10.1)	725	4.5 (4.4)	65	1.5 (1.1)
詐欺	213	1.1 (0.9)	76	1.6 (1.3)	1,034	6.4 (6.6)	262	5.9 (5.6)
恐喝	887	4.6 (5.2)	274	5.8 (6.3)	371	2.3 (2.4)	132	3.0 (3.3)
暴力行為等処罰に関する法律	212	1.1 (1.4)	40	0.8 (1.0)	52	0.3 (0.4)	37	0.8 (0.8)
その他	1,405	7.2 (6.5)	204	4.3 (4.1)	1,200	7.5 (6.6)	477	10.7 (10.9)
特別法犯	4,313	22.1 (22.1)	744	15.8 (16.3)	5,010	31.2 (32.0)	965	21.6 (22.9)
覚せい剤取締法	109	0.6 (0.8)	200	4.2 (3.6)	3,361	20.9 (22.0)	423	9.5 (10.9)
道路交通法	3,327	17.1 (16.1)	360	7.6 (8.9)	701	4.4 (4.5)	306	6.8 (7.2)
毒物及び劇物取締法	346	1.8 (2.8)	87	1.8 (2.5)	98	0.6 (0.7)	33	0.7 (0.7)
その他	531	2.7 (2.5)	97	2.1 (1.4)	850	5.3 (4.8)	203	4.5 (4.0)
＜犯	254	1.3 (1.6)	159	3.4 (2.8)

(注)1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の()内は、前年の構成比である。

3 8～11表(70ページ～)参照

1号観察から4号観察まで、いずれの人員も窃盗が最も多く、次いで、1号観察では道路交通法違反、傷害、2号観察では傷害、強盗、3号観察では覚せい剤取締法違反、詐欺、4号観察では覚せい剤取締法違反、傷害の順となっている。これらの上位を占める罪名・非行名は前年と同じである。1号観察においては、平成元年以降、道路交通法違反の構成比が最も高かったが、近年窃盗の構成比が増加傾向にあり、平成10年に両者の順位が逆転した。

(4) 保護観察期間

平成18年における交通短期を除く新受人員について、事件の種別ごとの保護観察期間を見ると、第13表のとおりである。

第13表 新受人員の保護観察期間

事件の種別		総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を超える	無期	
人員	総数	44,740	229	5,641	6,676	4,798	8,818	7,011	6,161	4,224	1,178	4	
	1号観察	19,475	-	-	-	-	7,154	4,230	3,912	3,035	1,144	...	
	2号観察	4,711	25	373	733	744	1,017	865	600	320	34	...	
	長期	短期	3,278	25	371	716	421	691	528	361	159	6	...
		短期	1,433	-	2	17	323	326	337	239	161	28	...
	3号観察	16,081	204	5,268	5,943	4,053	588	17	3	1	-	4	
	入所度数	初度	10,750	102	2,141	4,061	3,843	581	16	2	1	-	3
		2度	2,287	40	1,234	882	125	4	1	-	-	-	1
		3度	1,128	18	627	436	46	1	-	-	-	-	-
		4度以上	1,914	43	1,265	564	39	2	-	1	-	-	-
		不詳	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	4号観察	4,473	-	-	-	1	59	1,899	1,646	868	
	構成比 (%)	総数	100.0	0.5	12.6	14.9	10.7	19.7	15.7	13.8	9.4	2.6	0.0
1号観察		100.0	-	-	-	-	36.7	21.7	20.1	15.6	5.9	...	
2号観察		100.0	0.5	7.9	15.6	15.8	21.6	18.4	12.7	6.8	0.7	...	
長期		短期	100.0	0.8	11.3	21.8	12.8	21.1	16.1	11.0	4.9	0.2	...
		短期	100.0	-	0.1	1.2	22.5	22.7	23.5	16.7	11.2	2.0	...
3号観察		100.0	1.3	32.8	37.0	25.2	3.7	0.1	0.0	0.0	-	0.0	
入所度数		初度	100.0	0.9	19.9	37.8	35.7	5.4	0.1	0.0	0.0	-	0.0
		2度	100.0	1.7	54.0	38.6	5.5	0.2	0.0	-	-	-	0.0
		3度	100.0	1.6	55.6	38.7	4.1	0.1	-	-	-	-	-
		4度以上	100.0	2.2	66.1	29.5	2.0	0.1	-	0.1	-	-	-
4号観察		100.0	-	-	-	0.0	1.3	42.5	36.8	19.4	

(注) 1 人員の内、3号観察の不詳の構成比は省略した。

2 12表(86ページ)参照

保護観察期間について、4号観察は、判決確定の日から刑の執行猶予期間の満了するまでの期間であることから、保護観察期間の比較的長い者の占める率が高く、また、1号観察は、原則として保護処分言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察に次いで長い者の占める率が高い。

また、3号観察の期間は、仮釈放の日から残刑期間の満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表で見たように刑の執行率の比較的高い者が多いこともあり、保護観察期間の短い者が多い。加えて、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることなどから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める率が高くなる傾向にある。

さらに、2号観察の期間は、少年院を仮退院した日から仮退院期間の満了するまで(通常は20歳に達するまで)であるため、保護観察期間は、まちまちとなっている。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状などによっては、途中で解除、停止、退院、取消しなどの措置を採られることも少なくない(第16表以下を参照)。

(5) 年齢

平成18年における交通短期を除く新受人員の事件の種別ごとの年齢層を見ると、第14表のとおりである。

1号観察では前年同様、16・17歳の者が最も多く、41.8%(前年は41.0%)となっている。2号観察では前年に引き続き18・

19歳の者が最も多く、42.3%（前年は45.5%）である。

また、3号観察では30～39歳の者が33.4%（前年は32.8%）で最も多く、4号観察では20～29歳の者が38.1%（前年は39.6%）で最も多い。

また、平成18年においては、3号観察対象者の23.8%（前年構成比25.2%）、4号観察対象者の22.6%（前年構成比22.1%）が、保護観察開始時に既に50歳以上であった。

第14表 新受人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)	前年構成 比(%)	人員	構成比 (%)	前年構成 比(%)
年 総 数	19,475	100.0	(100.0)	4,711	100.0	(100.0)
16歳未満	4,179	21.5	(21.1)	361	7.7	(6.8)
16・17歳	8,142	41.8	(41.0)	1,480	31.4	(30.5)
18・19歳	7,154	36.7	(37.9)	1,992	42.3	(45.5)
20歳以上	-	-	-	878	18.6	(17.2)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)	前年構成 比(%)	人員	構成比 (%)	前年構成 比(%)
年 総 数	16,081	100.0	(100.0)	4,473	100.0	(100.0)
20歳未満	2	0.0	-	16	0.4	(0.4)
20～29歳	3,212	20.0	(19.9)	1,705	38.1	(39.6)
30～39歳	5,370	33.4	(32.8)	1,071	23.9	(23.0)
40～49歳	3,672	22.8	(22.1)	672	15.0	(14.9)
50～59歳	2,591	16.1	(17.1)	626	14.0	(14.1)
60歳以上	1,234	7.7	(8.1)	383	8.6	(8.0)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20表(89ページ)参照

2 保護観察事件の終了

(1) 終了人員の推移等

平成18年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察事件の終了人員（移送を除く。以下同じ。）の数は62,503人である。事件の種別ごとに見ると、1号観察は35,766人（終了人員総数の57.2%）、2号観察は5,135人（同8.2%）、3号観察は16,494人（同26.4%）、4号観察は5,108人（同8.2%）、5号観察は0人となっている。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は14,878人（1号観察終了人員総数の41.6%）である。

最近13年間の事件の種別ごとの終了人員及の推移は、第15表のとおりである。

第15表 保護観察事件の終了人員の推移

事件の種別		平成6年	7	8	9	10	11	12
人 員	総数	80,708	73,663	69,398	73,720	75,475	76,134	75,225
	1号観察	58,932	52,482	48,833	52,461	53,518	53,484	52,280
	うち,短期	...	1,055	2,918	3,567	3,879	4,408	4,352
	うち,交通短期	37,233	32,041	30,254	31,790	31,214	29,899	28,167
	2号観察	4,276	4,027	3,484	3,540	4,272	4,571	4,799
	うち,短期	1,814	1,791	1,487	1,574	1,948	2,025	2,079
	3号観察	12,556	12,312	12,202	12,626	12,755	13,234	12,958
	4号観察	4,944	4,842	4,879	5,093	4,930	4,845	5,188
5号観察	-	-	-	-	-	-	-	
指 数	総数	100	91	86	91	94	94	93
	1号観察	100	89	83	89	91	91	89
	うち,短期	...	100	277	338	368	418	413
	うち,交通短期	100	86	81	85	84	80	76
	2号観察	100	94	81	83	100	107	112
	うち,短期	100	99	82	87	107	112	115
	3号観察	100	98	97	101	102	105	103
	4号観察	100	98	99	103	100	98	105

事件の種別		平成13年	14	15	16	17	18	構成比 (%)
人 員	総数	73,560	75,112	73,667	71,431	66,493	62,505	100.0
	1号観察	48,971	49,418	46,969	43,692	38,899	35,766	57.2
	うち,短期	4,601	4,818	4,729	4,728	4,447	4,135	6.6
	うち,交通短期	24,436	23,849	21,583	19,433	16,627	14,878	23.8
	2号観察	5,397	5,620	5,731	5,876	5,540	5,135	8.2
	うち,短期	2,280	2,280	2,242	2,192	2,025	1,687	2.7
	3号観察	13,906	14,697	15,576	16,539	16,793	16,496	26.4
	4号観察	5,286	5,377	5,391	5,324	5,261	5,108	8.2
5号観察	-	-	-	-	-	-	-	
指 数	総数	91	93	91	89	82	77	...
	1号観察	83	84	80	74	66	61	...
	うち,短期	436	457	448	448	422	392	...
	うち,交通短期	66	64	58	52	45	40	...
	2号観察	126	131	134	137	130	120	...
	うち,短期	126	126	124	121	112	93	...
	3号観察	111	117	124	132	134	131	...
	4号観察	107	109	109	108	106	103	...

(注) 1 指数は、平成6年を100とした数値であるが、同年に件数がない場合は、最初に件数が計上された年を100とした。
2 3～7表(60ページ～)参照。

(2) 保護観察事件の終了事由

最近6年間の交通短期を除く保護観察事件終了者の終了事由別人員の推移を事件の種別ごとに見ると、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

(ア) 1号観察

平成18年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は14,878人であるが、そのうち、14,719人(98.9%)が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常、3、4か月で保護観察を解除する形での運用が行われていることによる。

交通短期を除く1号観察終了者20,888人の終了事由別内訳は、期間満了が2,067人(交通短期を除く1号観察の9.9%)、解除が15,742人(同75.4%)、保護処分取消しが3,039人(同14.5%)、その他(死亡等)が40人(同0.2%)となっている。

なお、解除とは、保護観察の成績が良好で保護観察を行う必要がないと認められるとき、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護観察処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	解除	保護処分取消し	その他
人 員	平成13年	24,535	2,631	18,381	3,457	66
	14	25,569	2,581	19,157	3,773	58
	15	25,386	2,400	19,194	3,741	51
	16	24,259	2,431	18,366	3,411	51
	17	22,272	2,233	16,825	3,170	44
	18	20,888	2,067	15,742	3,039	40
指 数	平成13年	100	100	100	100	100
	14	104	98	104	109	88
	15	103	91	104	108	77
	16	99	92	100	99	77
	17	91	85	92	92	67
	18	85	79	86	88	61
構 成 比 (%)	平成13年	100.0	10.7	74.9	14.1	0.3
	14	100.0	10.1	74.9	14.8	0.2
	15	100.0	9.5	75.6	14.7	0.2
	16	100.0	10.0	75.7	14.1	0.2
	17	100.0	10.0	75.5	14.2	0.2
	18	100.0	9.9	75.4	14.5	0.2

(注) 1 指数は、平成13年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表(98ページ～)参照

(イ) 2号観察

平成18年における2号観察終了者5,135人の終了事由別内訳は、期間満了が3,413人(2号観察の66.5%)、退院が901人(同17.5%)、戻し収容が10人(同0.2%)、保護処分取消しが798人(同15.5%)、その他(死亡等)が13人(同0.3%)となっている。

なお、退院とは、保護観察の成績が良好で保護観察を行う必要がないと認められるとき、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中の遵守事項違反等により、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第17表 2号観察終了者の終了事由別の推移

年次		総数	期間満了	退院	戻し収容	保護処分取消し	その他
人 員	平成13年	5,397	3,441	986	7	942	21
	14	5,620	3,575	1,084	7	931	23
	15	5,731	3,711	1,077	10	913	20
	16	5,876	3,772	1,117	10	961	16
	17	5,540	3,620	971	8	931	10
	18	5,135	3,413	901	10	798	13
指 数	平成13年	112	111	112	41	121	95
	14	117	115	123	41	119	105
	15	119	120	122	59	117	91
	16	122	122	126	59	123	73
	17	115	117	110	47	119	45
	18	107	110	102	59	102	59
構 成 比 (%)	平成13年	100.0	63.8	18.3	0.1	17.5	0.4
	14	100.0	63.6	19.3	0.1	16.6	0.4
	15	100.0	64.8	18.8	0.2	15.9	0.3
	16	100.0	64.2	19.0	0.2	16.4	0.3
	17	100.0	65.3	17.5	0.1	16.8	0.2
	18	100.0	66.5	17.5	0.2	15.5	0.3

(注) 1 指数は、平成13年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表(98ページ～)参照

さらに、2号観察終了者の終了事由別に少年院における処遇区分を見ると、第18表のとおりである。

第18表 2号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	長期処遇		一般短期処遇		特修短期処遇	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総数	3,448	100.0	1,604	100.0	83	100.0
期間満了	2,469	71.6	902	56.2	42	50.6
退院	424	12.3	441	27.5	36	43.4
戻し収容	7	0.2	3	0.2	-	-
保護処分取消し	538	15.6	255	15.9	5	6.0
その他	10	0.3	3	0.2	-	-

(注) 26表(98ページ～)参照

(ウ) 3号観察

平成18年における3号観察終了者16,494人の終了事由別内訳は、期間満了が15,358人(3号観察の93.1%)、不定期刑終了が0人、仮釈放取消しが1,040人(同6.3%)、停止中時効完成が36人(同0.2%)、その他(死亡、恩赦等)が60人(同0.4%)となっている。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察の成績が良好で保護観察を行う必要がないと認められるとき、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中の遵守事項違反等により地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すもので、仮釈放期間について再び服役することになる。

第19表 3号観察終了者の終了事由別の推移

年次	総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他	
人 員	平成13年	13,906	12,789	1	983	52	81
	14	14,697	13,536	-	1,039	42	80
	15	15,576	14,417	-	1,030	52	77
	16	16,539	15,383	-	1,021	52	83
	17	16,793	15,716	1	980	43	53
	18	16,496	15,358	-	1,040	37	61
指 数	平成13年	100	100	100	100	100	100
	14	106	106	-	106	81	99
	15	112	113	-	105	100	95
	16	119	120	-	104	100	102
	17	121	123	100	100	83	65
	18	119	120	-	106	71	75
構 成 比 (%)	平成13年	100.0	92.0	0.0	7.1	0.4	0.6
	14	100.0	92.1	-	7.1	0.3	0.5
	15	100.0	92.6	-	6.6	0.3	0.5
	16	100.0	93.0	-	6.2	0.3	0.5
	17	100.0	93.6	0.0	5.8	0.3	0.3
	18	100.0	93.1	-	6.3	0.2	0.4

(注) 1 指数は、平成13年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表(98ページ～)参照

(I) 4号観察

平成18年における4号観察終了者5,108人の終了事由別内訳を見ると、期間満了が3,304人(4号観察の64.7%)、刑の執行猶予の取消しが1,660人(同32.5%)、その他(死亡等)が144人(同2.8%)となっている。

なお、刑の執行猶予取消しとは、犯罪や保護観察中の遵守事項違反などにより裁判所が執行猶予を取り消すものであり、その1,660人について取消事由別の内訳を見ると、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが1,475人(刑の執行猶予取消しによる終了人員の88.9%)、保護観察中に遵守事項違反をしたことによるもの(保護観察中に更に罪を

犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。)が167人(10.1%)、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが18人(1.1%)となっている。

第20表 4号観察終了者の終了事由別の推移

年次		総数	期間満了	刑の執行猶予の取消し	その他
人 員	平成13年	5,286	3,392	1,739	155
	14	5,377	3,363	1,851	163
	15	5,391	3,467	1,779	145
	16	5,324	3,520	1,650	154
	17	5,261	3,381	1,717	163
	18	5,108	3,304	1,660	144
指 数	平成13年	100	100	100	100
	14	102	99	106	105
	15	102	102	102	94
	16	101	104	95	99
	17	100	100	99	105
	18	97	97	95	93
構 成 比 (%)	平成13年	100.0	64.2	32.9	2.9
	14	100.0	62.5	34.4	3.0
	15	100.0	64.3	33.0	2.7
	16	100.0	66.1	31.0	2.9
	17	100.0	64.3	32.6	3.1
	18	100.0	64.7	32.5	2.8

(注) 1 指数は、平成13年を100とした数値であり、構成比は、総数についての数値である。

2 26表(98ページ～)参照

3 保護観察事件の係属

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の事件の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

事件の種別		平成6年	7	8	9	10	11	12
人 員	総 数	60,897	59,061	61,798	64,160	65,883	67,278	68,018
	1号観察	35,941	34,538	36,847	38,403	39,054	39,433	38,823
	うち,短期	…	1,667	2,115	2,479	2,786	2,761	3,027
	うち,交通短期	11,479	11,144	11,772	11,292	10,708	10,496	8,768
	2号観察	4,591	4,338	4,607	5,275	5,813	6,423	6,977
	うち,短期	2,234	2,055	2,288	2,763	2,969	3,190	3,353
	3号観察	5,986	5,810	5,924	6,110	6,304	6,317	6,625
	4号観察	14,379	14,375	14,420	14,372	14,712	15,105	15,593
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
	指 数	総 数	100	97	101	105	108	110
1号観察		100	96	103	107	109	110	108
うち,短期		…	…	127	149	167	166	182
うち,交通短期		100	97	103	98	93	91	76
2号観察		100	94	100	115	127	140	152
うち,短期		100	92	102	124	133	143	150
3号観察		100	97	99	102	105	106	111
4号観察		100	100	100	100	102	105	108

事件の種別		平成13年	14	15	16	17	18	構成比(%)
人 員	総 数	69,543	69,601	66,816	63,534	59,540	55,816	100.0
	1号観察	39,245	38,454	35,650	32,742	30,059	27,821	49.8
	うち,短期	3,105	3,071	2,988	2,828	2,649	2,439	4.4
	うち,交通短期	8,877	8,363	7,210	6,336	5,621	4,841	8.7
	2号観察	7,371	7,608	7,450	7,009	6,353	5,919	10.6
	うち,短期	3,353	3,322	3,201	2,920	2,437	2,184	3.9
	3号観察	7,130	7,749	7,949	8,096	7,715	7,304	13.1
	4号観察	15,797	15,790	15,767	15,687	15,413	14,772	26.5
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
	指 数	総 数	114	114	110	104	98	92
1号観察		109	107	99	91	84	77	…
うち,短期		186	184	179	170	159	146	…
うち,交通短期		77	73	63	55	49	42	…
2号観察		161	166	162	153	138	129	…
うち,短期		150	149	143	131	109	98	…
3号観察		119	129	133	135	129	122	…
4号観察		110	110	110	109	107	103	…

(注) 1 指数は、平成6年を100とした数値であるが、同年に件数がない場合は、最初に件数が計上された年を100とした。

2 3～7表(60ページ～)参照。

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成18年末現在保護観察中の者について事件の種別ごとにその状態別の内訳を見ると、第22表のとおりである。

なお、1号観察の良好停止とは、保護観察の成績において良好な状態が継続しており、指導監督及び補導援護の措置を停止するときに行われるものである。4号観察の仮解除とは、保護観察の成績が良好な状態が継続するなど、社会の順良な一員として更生したと認められるとき、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申請に基づき、決定を持って行うものであり、前述の解除や退院と異なり、保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないものであるが、取消権を留保しながら保護観察を仮に中止している処分であるから、必要があれば再び保護観察を開始することも可能である。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態をいう。

さらに、3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったとき、法により3号観察のみ、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続することが可能であるからで、その他の事件については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察を終了せざるを得ないからである。

第22表 平成18年末現在保護観察中の者の状態別人員

事件の種別		総数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	良好停止	仮解除	所在不明	身柄拘束
人員	総数	55,816	-6.3	52,826	19	458	1,449	1,064
	1号観察	27,821	-7.4	27,183	19	…	280	339
	2号観察	5,919	-6.8	5,698	…	…	78	143
	3号観察	7,304	-5.3	6,816	…	…	374	114
	4号観察	14,772	-4.2	13,129	…	458	717	468
構成比 (%)	総数	100.0	…	94.6	0.0	0.8	2.6	1.9
	1号観察	100.0	…	97.7	0.1	…	1.0	1.2
	2号観察	100.0	…	96.3	…	…	1.3	2.4
	3号観察	100.0	…	93.3	…	…	5.1	1.6
	4号観察	100.0	…	88.9	…	3.1	4.9	3.2

(注) 3～7表(60ページ～)参照

4 保護観察中の犯罪・非行

平成18年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者を事件の種別ごとに見ると、第23表のとおりである(なお、仮釈放ないしは刑の執行猶予を取り消された者については、26表(98ページ～)を参照)。

再処分率の事件の種別ごとの内訳は、4号観察が34.2%(前年は34.4%)で最も高く、次いで、2号観察が22.2%(同24.5%)、1号観察が17.9%(同18.0%)、3号観察が0.8%(同1.1%)となっている。

事件の種別による処分の構成比は、1号観察では少年院送致が49.2%で最も高く、次いで、再び1号観察に付された者が39.4%、罰金が6.3%となっており、2号観察では少年院送致となった者が63.1%を占め、次いで、1号観察に付された者が29.3%を占めている。また、3号観察では、懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が51.1%を占め、次いで、罰金が35.3%を占めている。4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が84.0%とその大部分を占めている。

第23表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

事件の種別	保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者								再処分率 (B) —×100 (A)		
		計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送致	1号 観察	罰金	拘留 ・ 科料	起訴 猶予		その他	
			実刑	猶予								
人員	総数	47,627	6,749	1,594	148	2,555	1,802	523	3	115	9	14.2
	1号観察	20,888	3,730	39	131	1,835	1,468	235	—	13	9	17.9
	2号観察	5,135	1,141	16	13	720	334	56	—	2	—	22.2
	3号観察	16,496	133	68	—	—	—	47	1	17	—	0.8
	4号観察	5,108	1,745	1,471	4	—	—	185	2	83	—	34.2
構成比 (%)	総数	…	100.0	23.6	2.2	37.9	26.7	7.7	0.0	1.7	0.1	…
	1号観察	…	100.0	1.0	3.5	49.2	39.4	6.3	—	0.3	0.2	…
	2号観察	…	100.0	1.4	1.1	63.1	29.3	4.9	—	0.2	—	…
	3号観察	…	100.0	51.1	—	—	—	35.3	0.8	12.8	—	…
	4号観察	…	100.0	84.3	0.2	—	—	10.6	0.1	4.8	—	…

(注) 1 保護観察中に再犯・再非行をしても期間中に刑事処分が確定しないか保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、集計上、ここでいう保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めなかったが、起訴猶予は含めている。

2 43表(136ページ～)参照

また、平成18年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者について、事件受理時の罪名・非行名別の再処分率を事件の種別ごとに見ると、第24表のとおりである。

1号観察及び2号観察では、窃盗の再処分率が毎年高く(1号観察21.6%、2号観察27.6%)、窃盗の再犯の半数以上は再非行による処分として少年院に(再)送致されている。また、平成18年では、1号観察で再犯率が最も高かった受理時非行名は、ぐ犯(21.9%)であった。

3号観察では、他の事件の種別と比べて再処分率は全般に低率であり、強盗（1.7%）、覚せい剤取締法違反（1.2%）が比較的高い。

逆に、4号観察では、他の事件の種別と比べて再処分率は全般に高率である。また、再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、4号観察終了者の28.8%（1,471人）が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の実刑に処せられている。さらに、事件受理時の罪名別では、毒物及び劇物取締法違反（52.1%）、窃盗（41.4%）、暴力行為等処罰に関する法律違反（36.2%）が比較的高率となっている。

第24表 保護観察終了者の受理時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	20,888	17.9	5,135	22.2	16,496	0.8	5,108	34.2
刑法犯	15,834	18.6	4,148	23.6	11,408	0.8	3,883	35.0
強制わいせつ・強姦	155	4.5	151	19.2	458	-	141	18.4
殺人	2	-	32	6.3	309	0.6	29	13.8
傷害	2,734	18.1	660	22.4	694	0.7	454	28.9
業務上過失致死傷	1,381	6.6	70	10.0	789	-	226	17.3
窃盗	8,257	21.6	2,073	27.6	5,714	1.1	1,977	40.8
強盗	413	15.0	536	17.9	763	1.7	52	28.8
詐欺	175	18.3	74	4.1	1,083	0.5	257	37.7
恐喝	1,031	16.6	301	25.9	388	0.8	202	34.7
暴力行為等処罰に関する法律	293	10.6	53	18.9	57	-	54	35.2
その他	1,393	20.0	198	18.2	1,153	0.1	491	30.5
特別法犯	4,698	15.0	835	14.0	5,088	0.8	1,225	31.6
覚せい剤取締法	158	6.3	199	6.5	3,441	1.2	631	36.6
道路交通法	3,426	15.1	445	16.2	688	0.1	346	19.4
毒物及び劇物取締法	593	19.1	109	22.0	104	-	47	55.3
その他	521	12.9	82	9.8	855	-	201	31.3
ぐ犯	356	21.9	152	28.3

- (注) 1 保護観察中に再犯・再非行をしても期間中に刑事処分が確定しないか保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、集計上、再処分率には含めなかったが、起訴猶予は含めている。
- 2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。
- 3 31表(112ページ～)、43表(136ページ～)参照

5 環境調整事件の実施状況

平成18年において、全国の保護観察所で取り扱った環境調整事件の受理及び処理人員は、第25表のとおりである。

新受人員（身上調査書及び帰住予定地通知書を受理したものの延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）は54,346人で、前年に比べ265人（0.5%）増加している。その内訳は、受刑者が48,579人で651人（1.4%）増加し、少年院在院者は5,767人で385人（6.3%）減少している。また、婦人補導院在院者は0人（前年は1人）である。

他方、終結人員（延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は52,087人で、前年に比べ279人（0.5%）増加している。内訳は、受刑者が46,080人で456人（1.0%）増加したが、少年院在院者は6,007人で177人（2.9%）減少している。また、婦人補導院在院者は1人（前年は0人）である。

その他、少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は4人である。また、観察法に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する環境調整事件が2件、少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する環境調整事件が242件、それぞれ処理されている。

第25表 環境調整事件の受理及び処理人員

事件の種別	前年から繰越し	受 理				処 理			年末現在係属中
		総数	身上調査書	帰住予定地通知書	短期又は長期処遇から移行	総数	終結	短期又は長期処遇に移行	
総数	63,889	54,350	54,091	255	4	52,091	52,087	4	66,148
受刑者	59,674	48,579	48,335	244	…	46,080	46,080	…	62,173
少年院・婦人補導院在院者	4,215	5,771	5,756	11	4	6,011	6,007	4	3,975

(注) 51表～53表(154ページ～)参照

6 援護等及び更生緊急保護事件の実施状況

(1) 更生緊急保護事件の受理人員

平成18年において、全国の保護観察所で受理した更生緊急保護事件の人員は12,786人で、前年に比べ1,026人(8.7%)増加している。この内訳は、刑の執行終了が8,672人(前年より1,496人,20.8%)増、刑の執行猶予が1,859人(同439人,19.1%減)、起訴猶予が1,732人(同13人,0.8%減)、罰金・科料316人(同10人,3.2%減)、労役場出場者・仮出場者が164人(同26人,15.9%減)であり、少年院退院者・仮退院者が43人(同18人(41.9%)増)であった。

(2) 自庁保護の実施状況

最近6年間の自庁保護実施人員の推移は、第26表のとおりである。

平成18年において、全国の保護観察所が直接、援護等及び更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は14,813人で、前年に比べ1577人(10.6%)増加している。また、内訳は、援護等が4,669人(実施人員総数の31.5%)で、前年に比べ544人(13.2%)増加しており、更生緊急保護が10,144人(実施人員総数の68.5%)で、1,033人(13.3%)増加している。

26表 自庁保護実施人員の推移

事件の種別	平成13年	14	15	16	17	18	構成比(%)
人員							
総数	11,549	12,820	12,725	12,795	13,236	14,814	100.0
援護等	4,393	4,672	4,180	4,023	4,125	4,669	31.5
更生緊急保護	7,156	8,148	8,545	8,772	9,111	10,145	68.5
指数							
総数	100	111	110	111	115	128	…
援護等	100	106	95	92	94	106	…
更生緊急保護	100	114	119	123	127	142	…

(注) 1 指数は、平成13年を100とした数値である。

2 55表(119ページ)参照

援護等及び更生緊急保護の実施人員の措置別内訳は、食事給与が1,930人(前年比20人(10.4%)増)、衣料給与が902人(同50人(5.5%)増)、医療援助が37人(同14人(37.8%)増)、旅費支給が2,211人(同22人(10.0%)増)となっている。

なお、同一人に対する2以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況

最近6年間の委託保護実施人員及び同人員の平成13年を100とした指数の推移は、第27表のとおりである。

第27表 委託保護実施人員の推移

事件の種別		平成13年	14	15	16	17	18	構成比(%)
人員	総数	9,408	9,129	9,181	9,888	9,958	9,751	100.0
	援護等	6,086	5,968	5,883	6,155	6,079	5,772	59.2
	更生緊急保護	3,322	3,161	3,298	3,733	3,879	3,979	40.8
指数	総数	100	97	98	105	106	104	…
	援護等	100	98	97	101	100	95	…
	更生緊急保護	100	95	99	112	117	120	…

(注) 1 指数は、平成13年を100とした数値である。

2 56表(158ページ～)参照

平成18年において、更生保護施設又は個人に委託して援護等又は更生緊急保護の措置（宿泊所の供与又は食事付宿泊の供与）を実施した人員の総数は9,752人で、前年に比べ204人（2.1%）減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は1,620人（総数の16.6%）で、平成18年に新たに開始した人員は8,132人（同83.4%）である。また、委託先別の内訳は、更生保護施設委託が9,734人、個人委託が18人であり、更生保護施設委託のうち、援護等が5,754人、更生緊急保護が3,980人となっている。

他方、平成18年中の委託保護の措置を終結した人員の総数は8,074人で、前年に比べ264人（3.2%）減少している。委託先別内訳は、更生保護施設委託が8,059人、個人委託が15人であり、更生保護施設委託のうち、援護等が4,655人、更生緊急保護が3,404人となっている。

この更生保護施設への委託保護の終了者のうち、更生緊急保護の終了者（刑の執行の免除を受けた者及び補導処分の執行を終了した者を除く。以下同じ。）3,404人について終了者区別に宿泊保護日数を見ると、第28表のとおりである。

第28表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総数	5日以内	10日以内	20日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内
人員	総数	3,404	440	257	579	252	485	385	1,006
	刑の執行終了者	2,062	260	128	239	190	360	270	615
	刑の執行猶予者	662	95	74	253	22	42	39	137
	起訴猶予者	505	61	43	62	25	62	53	199
	罰金受刑者・科料受刑者	76	13	6	15	8	9	6	19
	労役場出場者・仮出場者	65	7	4	8	4	7	11	24
	少年院退院者・仮退院者	34	4	2	2	3	5	6	12
構成比(%)	総数	100.0	12.9	7.5	17.0	7.4	14.2	11.3	29.6
	刑の執行終了者	100.0	12.6	6.2	11.6	9.2	17.5	13.1	29.8
	刑の執行猶予者	100.0	14.4	11.2	38.2	3.3	6.3	5.9	20.7
	起訴猶予者	100.0	12.1	8.5	12.3	5.0	12.3	10.5	39.4
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	17.1	7.9	19.7	10.5	11.8	7.9	25.0
	労役場出場者・仮出場者	100.0	10.8	6.2	12.3	6.2	10.8	16.9	36.9
	少年院退院者・仮退院者	100.0	11.8	5.9	5.9	8.8	14.7	17.6	35.3

(注) 64表(170ページ)参照

さらに、更生保護施設への委託保護の終了者のうち、更生緊急保護の3,404人について入所事由を見ると、第29表のとおりであり、頼るべき親族なしが全体の77.0%を占め、次いで、親族が引受けを拒否が11.4%、親族と同居を望まずが9.9%となっている。

第29表 更生緊急保護における更生保護施設委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき親族なし	親族が引受けを拒否	親族と同居を望まず	生活訓練を受けるため	その他
人員	総数	3,404	2,622	388	337	7	50
	刑の執行終了者	2,062	1,545	244	251	3	19
	刑の執行猶予者	662	519	85	40	3	15
	起訴猶予者	505	436	27	31	1	10
	罰金受刑者・科料受刑者	76	61	8	4	-	3
	労役場出場者・仮出場者	65	49	7	7	-	2
	少年院退院者・仮退院者	34	12	17	4	-	1
構成比 (%)	総数	100.0	77.0	11.4	9.9	0.2	1.5
	刑の執行終了者	100.0	74.9	11.8	12.2	0.1	0.9
	刑の執行猶予者	100.0	78.4	12.8	6.0	0.5	2.3
	起訴猶予者	100.0	86.3	5.3	6.1	0.2	2.0
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	80.3	10.5	5.3	-	3.9
	労役場出場者・仮出場者	100.0	75.4	10.8	10.8	-	3.1
	少年院退院者・仮退院者	100.0	35.3	50.0	11.8	-	2.9

(注) 62表(166ページ～)参照

平成18年末現在委託保護中の人員の総数は1,678人で、前年に比べ58人(3.6%)増加しており、これを委託先別に見ると、更生保護施設委託が1,675人、個人委託が3人となっている。更生保護施設委託のうち、援護等が1,099人(構成比65.7%)、更生緊急保護が576人(同34.3%)となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の実施状況

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第19の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成17年7月15日以降平成18年末までの処理状況は、第30表のとおりである。

第30表 生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の年別処理状況

事件種別	年別	受理件数	終結件数	年末現在係属件数
生活環境調査事件	平成17年	131	75	56
	平成18年	378 (12)	359 (9)	75 (3)
	累計	509 (12)	434 (9)	
生活環境調整事件(居住地)	平成17年	47	-	47
	平成18年	199 (8)	40 (8)	206
	累計	246 (8)	40 (8)	
生活環境調整事件(入院地)	平成17年	42 (1)	1 (1)	41
	平成18年	201 (9)	41 (9)	201
	累計	243 (10)	42 (10)	
精神保健観察事件	平成17年	19	-	19
	平成18年	119 (11) 【29】 <1>	16 (11) 【1】 <1>	122 【28】
	累計	138 (11) 【29】 <1>	16 (11) 【1】 <1>	

注1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

注2 生活環境調査事件の欄の()内の数は、医療観察法第33条第1項の申立て以外の処遇事件に係る調査の件数であり、内数である。

注3 生活環境調整及び精神保健観察事件の各欄の()内の数は、移送による受理又は終結の件数であり、内数である。

注4 精神保健観察事件の欄の【】内の数は、退院許可決定による件数であり、内数である。

注5 精神保健観察事件の欄の<>内の数は、退院許可決定による件数のうち、移送による受理又は終結の件数であり、【】の件数の内数である。

恩赦

1 常時恩赦の受理人員

平成18年において、常時恩赦の受理人員総数は191人で、前年に比べ6人（3.0%）減少している。受理人員の内訳は、第31表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が96人、新受人員が95人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所から83人（前年は76人）、刑事施設から7人（同6人）、検察庁から5人（同9人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第31表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	191	-3.0	100.0
旧 受	96	-9.4	50.3
新 受	95	4.4	49.7
保護観察所	83	9.2	43.5
刑事施設	7	16.7	3.7
検察庁	5	-44.4	2.6

（注） 恩赦の1表(174ページ～)参照

2 常時恩赦の既済人員

平成18年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第32表のとおりである。

既済人員の総数は85人で、前年と比べると16人（15.8%）減少している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が54人（既済人員総数の63.5%）、恩赦不相当が30人（同35.3%）、その他が1人（同1.2%）となっている。

第32表 常時恩赦の既済状況

上申庁	総 数	相 当				不相当	その他		
		計	特赦	減刑	刑の執行 の免除			復権	
人員	総 数	85	54	-	-	7	47	30	1
	保護観察所	68	45	-	-	6	39	22	1
	刑事施設	7	-	-	-	-	-	7	-
	検 察 庁	10	9	-	-	1	8	1	-
構成	総 数	100.0	63.5	-	-	8.2	55.3	35.3	1.2
比	保護観察所	100.0	66.2	-	-	8.8	57.4	32.4	1.5
(%)	刑事施設	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
	検 察 庁	100.0	90.0	-	-	10.0	80.0	10.0	-

（注） 1 「その他」は、上申の取下げ等による審理終結である。

2 恩赦の1表(174ページ～)参照